

一 般 社 団 法 人 電 波 産 業 会
2 0 2 2 年 度 事 業 計 画 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

第1 方針

電波の利用に関する、調査研究、研究開発、照会相談業務等のコンサルティング、情報提供業務、普及啓発事業、電波利用システムの標準規格の策定及び関連外国機関との連絡を積極的に推進する。

第2 事業計画

1 電波の利用に関する調査、研究及び開発

(1) 調査研究

引き続き高度無線通信システム、電磁環境、自営無線通信に関して、今後の技術動向、将来展望、技術的条件、課題等につき幅広く調査研究を行うとともに、関係機関からの受託調査を行う。

また、これまでに実施した空港滑走路レーダーの調査研究成果については、総務省の情報通信審議会等における技術的条件の検討に寄与するとともに、ARIB規格を策定する方向で検討する。

(2) 研究開発

次世代移動通信システム（Beyond 5G/6G）、ITS情報通信システム、超高精細度テレビジョン等の研究開発を始めとして、電波の有効利用に関する技術の研究開発を行うとともに、電波利用システムに対する需要動向等に基づき新たな電波利用システムの研究開発を行う。

Beyond 5G/6Gの研究開発については、高度無線通信研究委員会での活動推進に加え、Beyond 5G推進コンソーシアムにおいては白書分科会の事務局をはじめ諸活動に積極的に参画・貢献すると共に、Beyond 5G新経営戦略センターにおける標準化推進施策への協力を継続する。

なお、5G/ローカル5Gの普及推進のため、当会が事務局を務める「第5世代モバイル推進フォーラム」において、関係省庁・団体と連携した普及・啓蒙活動に取り組むほか、総務省が2020年度から推進しているローカル5G関連技術試験事務について引き続き対応する。

また、I T S 情報通信システムの研究開発については、当会が事務局を務める「I T S 情報通信システム推進会議」において、特に自動運転に不可欠な無線技術の開発に向けて国とも連携しつつ進めるとともに、ミリ波レーダーなど総務省の情報通信審議会等における技術的条件の検討に寄与し、ARIB 規格の策定を進める。

さらに、地上4K放送等の地デジの高度化に向けた開発・規格化に向け、総務省の情報通信審議会等における技術的条件の検討に寄与しつつ、検討を進める。

2 電波の利用に関するコンサルティング、普及啓発並びに資料又は情報の収集及び提供

(1) コンサルティング

無線回線の使用可能周波数の検討及び伝搬障害防止に係る照会相談業務等を実施するとともに、総務省における審査基準改正に対応するための照会相談業務電子計算システムのプログラム開発を行う。

また、携帯電話基地局と衛星地球局との間の共用調整業務（干渉計算）に関しては、総務省及び電気通信事業者と連携して5G携帯電話基地局用の干渉検討ツールの検討を行う。

ダイナミック周波数共用業務については、総務省における2.3GHz帯第5世代移動通信システムの開設計画の認定を踏まえて、無線局の運用に必要な情報提供を開始する。

(2) 情報提供業務

電波の有効かつ適切な利用に寄与する無線局の周波数及び無線設備等に関する事項について、情報提供業務を行う。

(3) 普及啓発事業

電波の有効利用に功績のあった個人又は団体の表彰を行うとともに、電波の利用に関する行政方針、電波利用システムに関する標準規格及び技術開発動向等に関する講演会等の開催、ホームページによる電波有効利用情報の提供並びに機関誌・ニュース等の発行を行う。

また、地上デジタル放送方式等の国際普及活動を引き続き実施するとともに、ブラジル等における放送の高度化にも貢献する。

3 電波利用システムの標準規格の策定

電波利用システムの研究開発等の成果に基づき、無線機器製造者、利用者等の意向を十分に反映して、各種の電波利用システムの標準規格を策定する。グローバル化の進展に対応するため、関係者の協力を得て、標準規格等の翻訳を進める。

また、国際標準化活動における人材育成等に積極的に貢献する。

4 電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力

電波利用システムの調査研究、研究開発等に関する事項について、密接に関連外国機関との連絡、調整及び協力を行う。

5 電波法第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務

本業務は、実施しない。